

2023年6月30日
以降の契約締結から適用

町田市住みよい街づくり条例に基づく 大規模土地取引段階における街づくりについて

1 大規模土地取引段階における街づくりとは（条例第3章第1節）

土地取引段階に市へ届出し、市は市民等が作成した「まちビジョン」や「町田市都市づくりのマスタープラン」などの街づくり方針を土地所有者の皆さまへ伝える手続き（協力要請）を行うことで、その地区における街づくりの方向性を確認するために定めたものです。

土地所有者の皆さまは、自らに関係する地区の街づくりに関与する権利・責務を有することを知り、土地取引相手の皆さまは、市からの協力内容を取引段階に土地所有者の皆さまを通じて知り、その後の土地利用計画等に活かしましょう。

2 手続きの対象（条例第11条）

市内における5,000㎡以上*の土地取引が手続きの対象となります。

土地所有者の皆さまは、対象となる土地取引を行おうとするときは、当該土地取引を締結する日の90日前までに、市に届け出てください。

※一体的に利用できる連続した土地であって、その面積の合計が5,000㎡以上のもの。

3 市からの協力要請について（条例第12条）

土地所有者の皆さまには、当該手続きを通じ、市から地区街づくりに関する協力要請事項*などをお伝えします。また、土地取引の際は、あらかじめ土地取引を行う相手方に対し、市からの協力要請事項をお伝えください。

※市民等が作成した「まちビジョン」や「都市づくりのマスタープラン」などの街づくり方針をいう。

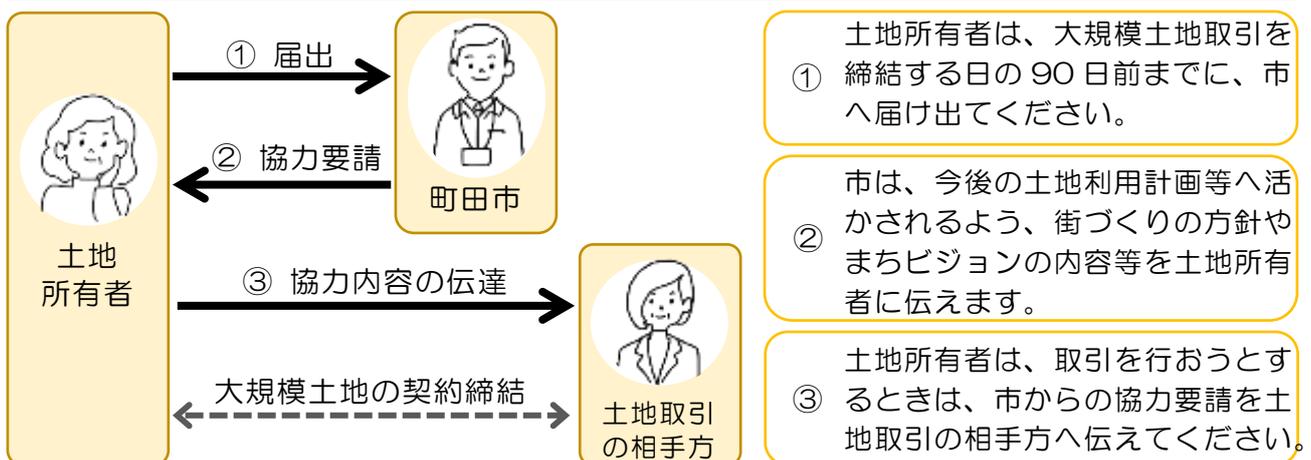
4 提出書類

下記の書類を正・副（写し）各1部作成し、提出してください。

提出先は **市役所8階 805 土地利用調整課土地利用係** です。

大規模土地取引届出書	窓口又は町田市のホームページで入手してください。 押印は不要です。
案内図	縮尺 1/2,500 程度の地図。 当該地を赤で明示してください。
平面図その他これらに類するもの	測量図や公図の写しなど、縮尺 1/500 程度で土地の形状が確認できる図面。当該地を赤で明示してください。

5 手続きの流れ



問い合わせ先 都市づくり部土地利用調整課土地利用係 042-724-4254

詳細は、「住みよい街づくり条例『早期周知による街づくり』の手引き」をご覧ください。